

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成28年10月
茨城県人事委員会

目次

1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

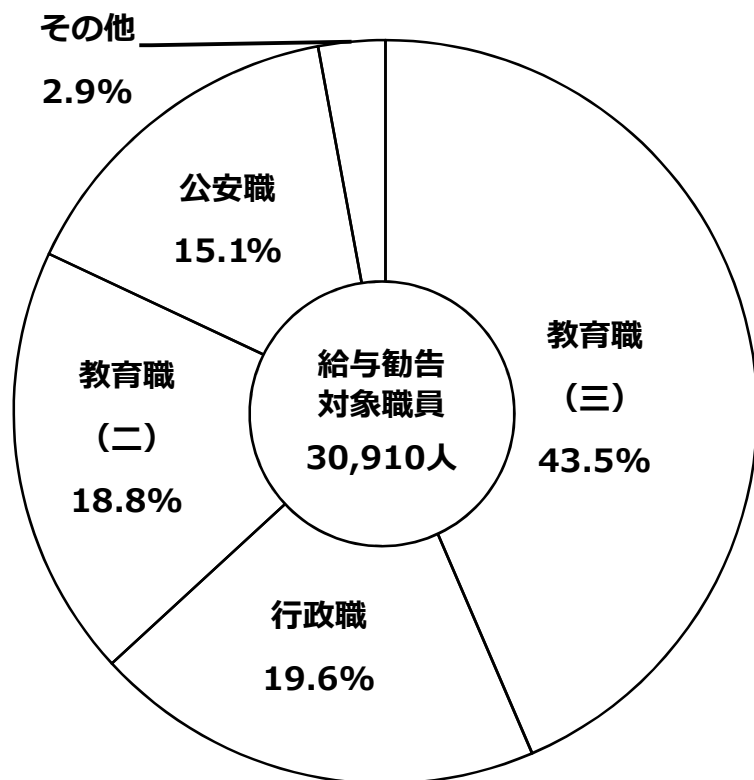
- ① 給与勧告の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 給与勧告の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）・・・・・・・・・・ 3
- ④ 民間給与との較差・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 本年の勧告・報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例・・・・・・・・・・ 7
- ⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職）・・・・・・・・・・・・・・ 8

2 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ② 扶養手当の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1-① 給与勧告の対象職員

平成28年4月1日現在の給与勧告の対象職員は、30,910人(平均年齢43.3歳) (注1) です。
 このうち、民間給与との比較を行っている行政職は、5,891人(平均年齢43.5歳) (注2) ,
 給与勧告対象職員の19.1%となっています。



給料表	職員の例	職員数 (人)	平均年齢 (歳)
行政職	県庁等の行政職員	6,072	42.9
公安職	警察官	4,674	37.9
海事職	船員	21	47.8
教育職(一)	県立医療大学の教員	107	48.6
教育職(二)	高校、特別支援学校等の教員	5,810	44.6
教育職(三)	小・中学校等の教員	13,443	44.9
研究職	研究員	255	40.8
医療職(一)	医師，歯科医師	19	40.0
医療職(二)	薬剤師，栄養士	254	40.3
医療職(三)	保健師，看護師	201	41.3
福祉職	児童指導員，職業指導員	46	44.0
特定任期付職員	特定任期付職員	3	56.0
第2号任期付研究員	任期付研究員(若手育成型)	5	35.9
計		30,910	43.3

(注1) 平成28年職員給与実態調査の対象職員(休職中、育児休業中の職員や再任用職員、非常勤及び臨時の職員等を除く。)の人数等である。
 (企業職員、病院事業職員及び技能労務職員は、職員給与実態調査及び給与勧告ともに対象外のため、この数字に含まれていない。)

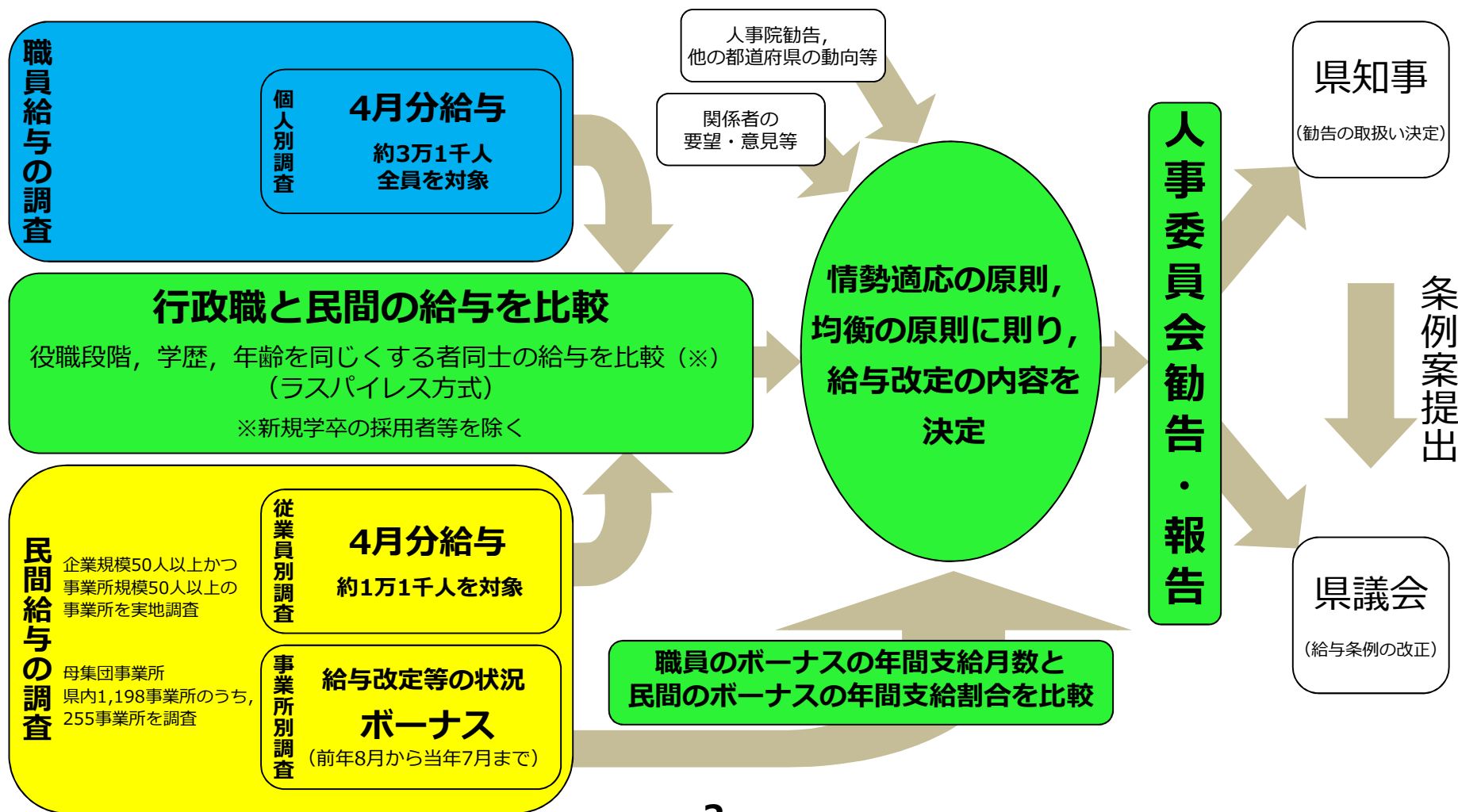
(注2) 行政職給料表の適用を受ける職員から、平成28年4月1日付け新規卒の採用者等を除いたもの

(注3) 年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢

1-② 給与勧告の手順

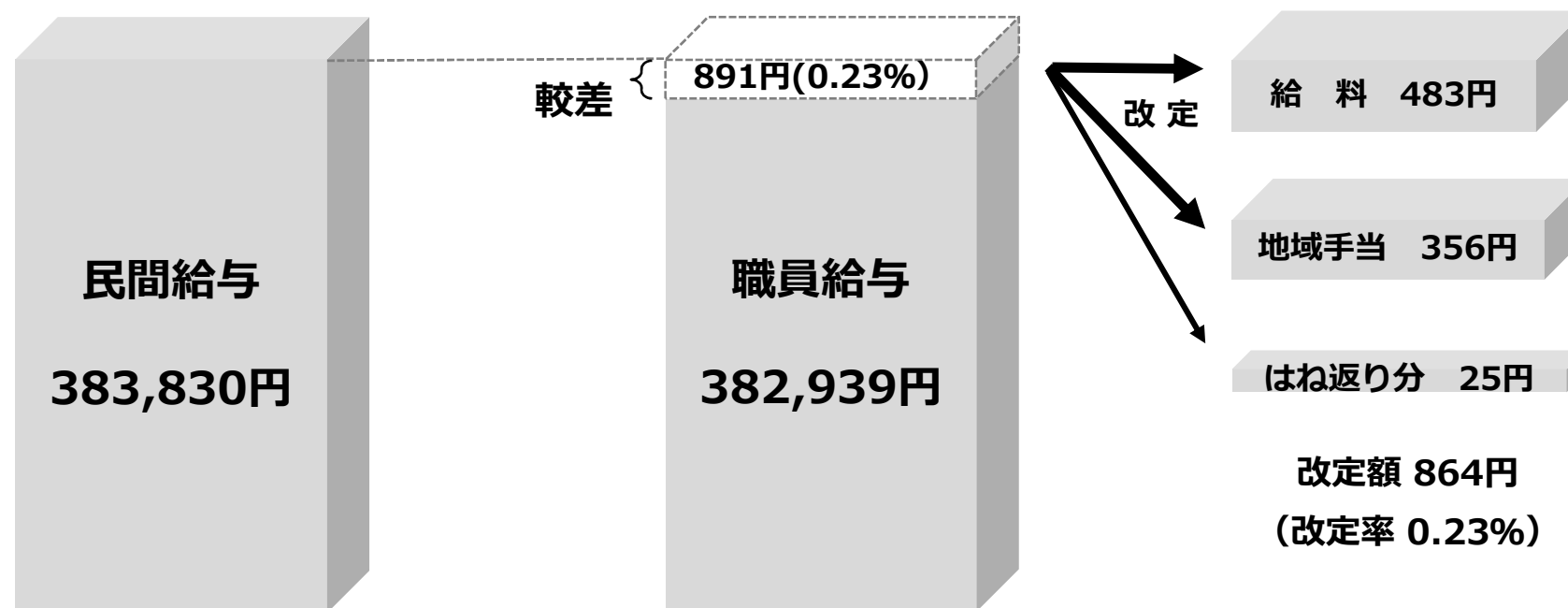
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、ボーナスについても、民間のボーナスの過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員のボーナスの年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



1-④ 民間給与との較差

本年4月時点の民間給与との較差 891円 (0.23%) であったため、以下のとおり給料を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の引上げを実施することとしました。



- (注1) 「はね返り分」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。
- (注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布、手当や現給保障の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

1－⑤ 本年の勧告・報告事項①

1 公民較差等に基づく給与改定（勧告・報告）

(1) 給料表（平成28年4月1日実施）

- ・ 行政職給料表：若年層に重点を置きつつ，高齢層も含めて水準を引上げ（平均改定率0.2%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 初任給調整手当（平成28年4月1日実施）

支給限度額を国に準じて引上げ

(3) 地域手当（平成28年4月1日実施）

本年4月に遡及して県内の支給割合を引上げ（一律5%→5.1%）

(4) ボーナス（条例の公布日から実施）

- ・ ボーナスの支給月数の引上げ（4.20月 → 4.30月：+0.10月分）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

2 給料表の号給増設（勧告・報告）（平成29年4月1日実施）

- ・ 人事評価結果の昇給への反映などの諸情勢の変化等を踏まえ，所要の改正
- ・ 行政職4級，公安職5級，医療職(二)6級，医療職(三)5級にそれぞれ8号給の増設

1-⑤ 本年の勧告・報告事項②

3 55歳を超える職員の昇給制度の改正（勧告・報告）（平成29年4月1日実施）

50歳台後半層の公民の給与差があることから、人事評価制度による全ての職員に対する評価結果の昇給への反映の実施等を踏まえ、給与水準の上昇を抑制するため、国に準じて所要の改正

4 初任給の改正等（報告）

有為な人材確保や世代間の給与配分の見直しの必要性等を考慮し、他の都道府県の状況を踏まえ、早急に所要の改正

5 扶養手当の見直し（勧告・報告）（平成29年4月1日から段階実施）

人事院勧告に準じて、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ
(配偶者及び父母等：6,500円, 子：10,000円)

6 地域手当の支給割合の改定（給与制度の総合的見直し関係）（報告）

平成29年4月1日から平成30年4月1日までの間の支給割合について、県職員と国家公務員との地域手当の措置状況の差異に留意しつつ、所要の措置

1-⑥ 職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例

職員（行政職）の平均給与

平均年齢	勧告前		勧告後		増減額（率）	
	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
43.5歳	382,939円	6,286,000円	383,803円	6,340,000円	864円 (0.23%)	54,000円 (0.86%)

(注) 本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

モデル給与例（行政職）

職層	年齢 (歳)	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与の増減額 (円)
			月額(円)	年間給与(円)	月額(円)	年間給与(円)	
主事	26	独身	210,840	3,416,000	212,617	3,466,000	50,000
主任	37	配偶者 子1人	327,390	5,335,000	328,332	5,383,000	48,000
係長	45	配偶者 子2人	410,235	6,763,000	411,046	6,819,000	56,000
課長補佐	52	配偶者 子2人	456,855	7,527,000	457,710	7,588,000	61,000
課長	55	配偶者	549,518	8,815,000	550,460	8,883,000	68,000
次部長 部長	58	配偶者	633,914	10,459,000	634,936	10,543,000	84,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、管理職手当、扶養手当及び地域手当を基礎に算出

1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職）

	月例給	ボーナス		行政職職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.23%	4.95月	▲ 0.30月	▲ 10.7万円	▲ 1.60%
平成12年	0.10%	4.75月	▲ 0.20月	▲ 7.6万円	▲ 1.11%
平成13年	0.08%	4.70月	▲ 0.05月	▲ 1.7万円	▲ 0.25%
平成14年	▲ 1.99%	4.65月	▲ 0.05月	▲ 15.8万円	▲ 2.31%
平成15年	▲ 1.10%	4.40月	▲ 0.25月	▲ 17.7万円	▲ 2.63%
平成16年	－	4.40月	－	－	－
平成17年	▲ 0.35%	4.45月	+ 0.05月	+ 0.1万円	+ 0.01%
平成18年	－	4.45月	－	－	－
平成19年	0.15%	4.50月	+ 0.05月	+ 2.9万円	+ 0.44%
平成20年	－	4.50月	－	－	－
平成21年	▲ 0.24%	4.15月	▲ 0.35月	▲ 16.0万円	▲ 2.45%
平成22年	▲ 0.23%	3.95月	▲ 0.20月	▲ 9.9万円	▲ 1.56%
平成23年	▲ 0.25%	3.95月	－	▲ 1.5万円	▲ 0.24%
平成24年	－	3.95月	－	－	－
平成25年	－	3.95月	－	－	－
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月	+ 7.4万円	+ 1.21%
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月	+ 6.4万円	+ 1.03%
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月	+ 5.4万円	+ 0.86%

2-① 給与制度の総合的見直し

基本的な考え方

国

- ・ 民間賃金の低い地域における官民給与の実情を適切に反映するための見直し
- ・ 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の給与水準の見直し
- ・ 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し



俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

本県

- ・ 本県職員の給与制度は基本的に国に準拠
- ・ 国に準ずることを基本方向として給与構造改革を実施
- ・ 人事院の報告・勧告 等



本県の給与制度等を総合勘案した結果、給与制度の総合的見直しの実施を判断

概要

1 給料表等の見直し

(1) 給料表（平成27年4月1日適用給料表）

国に準ずることを基本として、新たな給料表へ切替え

給料表の見直し（行政職給料表）

- ・ 給料表の水準を平均2%引下げ
- ・ 1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給は最大4%程度引下げ
- ・ 5級・6級について、8号給を増設

(2) 給料等の0.4%減額支給措置の廃止

国に準ずることを基本として廃止

2 地域手当の見直し

(1) 県内勤務職員の支給割合を見直し

（6級地：3% → 6級地：6%）

- ※ 平成28年度：4月に遡及し5.1%支給
- 平成29年度：県職員と国家公務員との地域手当の措置状況の差異に留意しつつ、所要の措置

(2) 県外勤務職員等については、国に準じて支給

3 単身赴任手当の見直し

国に準じて、以下のとおり改正

- ・ 基礎額を30,000円（見直し前23,000円）に引上げ
- ・ 加算額を年間12回の帰宅回数相当（見直し前年間9回相当）の額；70,000円限度に引上げ

4 管理職員特別勤務手当の見直し

人事院勧告に準じて、管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

5 経過措置等

- ・ 新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給
- ・ 諸手当については、段階的に引き上げ、平成30年4月1日に完成

本年度の報告事項

2-② 扶養手当の見直し

見直しのポイント

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 部長級（行政職給料表9級相当）の職員は、子以外の手当は不支給
次長級（行政職給料表8級相当）の職員は、子以外の手当は3,500円支給

○ 各年度における扶養手当の手当額

扶養親族		H28	H29	H30	H31	H32以降
配偶者	行政職7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	同8級				3,500	3,500
	同9級				0	0
子		6,500 (11,000)	8,000 (10,000)	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職7級以下	6,500 (11,000)	6,500 (9,000)	6,500	6,500	6,500
	同8級				3,500	3,500
	同9級				0	0

※ 行政職とあるのは、これらに相当する職を含む。

() 内は配偶者がいない場合の一人目の額

＜手当額が増額となる職員＞
扶養親族が
・ 子のみ
・ 配偶者+子2人以上 等

＜手当額が減額となる職員＞
扶養親族が
・ 配偶者のみ
・ 配偶者+子1人 等